

法整備支援に学ぶ⑧（最終回）

－外から見直した日本の法制度－

法整備支援の今後の課題

法務総合研究所国際協力部長

稲葉一生

私は、平成18年7月に法務総合研究所国際協力部に着任し、その職務の関係ではじめてアジア諸国を訪れる機会を得ることができました。そのうち最初の二カ国の訪問時の様子を紹介させていただき、あわせて、法整備支援の今後の課題について、個人的に思うところを述べさせていただきたいと思います。

私にとって最初の訪問国は、中華人民共和国（以下中国といいます。）でした。中国側は国家発展改革委員会、日本側は財団法人国際民商事法センターと法務総合研究所が共催する「日中民商事法セミナー」（9月22日、北京で開催）に出席するためでした。

財団法人国際民商事法センターは、我が国政府とも緊密な連携を保ちながら、我が国が今日まで蓄積してきた法制度とその運用のノウハウ・知識を経済発展と国際化を遂げつつあるアジア及びその周辺諸国に伝えることによって法的基盤の整備を支援するとともに、各国関係者の交流を通じて、国際経済取引に係わる法制度の共通の理解を深めることを目的として、平成8年に設立された財団で、法務総合研究所国際協力部の行う法整備支援事業に様々なご協力・ご支援をいただいています（詳しくは、同財団のホームページなどをご覧ください。<http://www.icclc.or.jp/>）。

日中民商事法セミナーは、市場経済化を推進している中国と民商事法の分野で一層の理解を深めるため、日本と中国交互に開催地となり、毎年継続的に実施しているもので、今回で11回目を迎えました。今回は、中国側の要請で、民商事法分野からは、範囲は拡大しますが、環境問題をテーマに取り上げました。セミナーの内容は、同財団の機関誌で詳細に報告されています（機関誌25号）のでそちらをご覧くださいと思いますが、環境法がご専門の早稲田大学大学院の大塚直教授、新日本製鐵株式会社の山田健司環境部長、トヨタ自動車株式会社の益田清環境部長にご講演を賜りました。

大塚教授からは、我が国の公害問題への対応、エネルギー・温暖化問題への対応、廃棄物・リサイクル問題への対応を時代の流れにそって、法律や政策の内容に関するわかりやすい説明とともに、その問題点などを指摘していただきました。また、山田環境部長及び益田環境部長は、いずれも日本を代表する企業において、その第一線で環境問題に取り組んでおられる方々であり、鉄鋼及び自動車の各事業における国際協力も含めた我が国企業の取り組み等をわかりやすくご説明いただきました。

経済発展を遂げつつある中国において、資源環境問題は重大な課題と思われます。それだけに関心は高く、中国側参加希望者を会場の都合で制限するほどの盛況ぶりでした。

短期間の北京滞在でしたが、町には活気があり、高度経済成長期の日本と何か共通するような雰囲気を感じました。中国では、各種法改正も検討されているようです。中国の法制度がどうなるのかは、中国との取引が多い我が国企業等にも重大な影響を及ぼす問題です。中国の法整備や司法制度等の改革に今後どのように協力・関与していくべきか、重要な課題だと思います。



同セミナーであいさつする本職



日中民商事法セミナー

私にとって次の訪問国は、カンボジア王国（以下カンボジアといいます。）でした。カンボジアの「王立裁判官検察官養成校」に対する支援につきましては、9月号で、柴田長期派遣専門家から紹介されましたが、養成校への支援を実施する以前から長年にわたり、我が国は、独立行政法人国際協力機構（JICA、以下JICAといいます。）の支援プロジェクトとして、カンボジアの司法省に対して、民法及び民事訴訟法等の起草支援を行ってきました。カンボジアの民法及び民事訴訟法の草案作りに日本が4年間にわたり協力し、平成15年3月に両草案の引渡を終えましたが、引き続き平成16年度から3年間の予定（フェーズ2）で、この法案成立や関連法制度の整備等に向けた支援を行ってきました。その結果、民事訴訟法は、平成18年7月に成立し、民法も平成19年には成立見込みです。

今回、私が、カンボジアを訪問したのは、このプロジェクトの期間が、平成19年3月が終期となっていることから、プロジェクトの成果やプロジェクト延長の必要性等を調査検討するJICA調査団の一員としてでした。調査結果については、JICAから報告されるべきことですので、そちらに譲ることとして、ここでは、平成18年10月21日から27日までの1週間の滞在中に個人的に感じたことをいくつか述べさせていただきます。

プノンペン町の様子で印象的だったのは、車や他のバイクと巧みに接触せずにかわして走って行くバイクの多さです。プノンペン滞在中は、JICAの方で手配された地元運転手が運転する車で移動したのですが、私の乗っている自動車の右側左側に何台ものバイクが至近距離に接近して並列して走り、しかも1台のバイクに3人から5人位も乗っているのです。右側通行なので、左折する場合、対向車線を横切ることになるのですが、対向してくるバイクが途切れるのを待ってはいつまでたっても左折できません。我が国だと対向直進車両の進行妨害になるような位置関係で、運転手は、対向直進してくるバイクを見ながら左折を開始するのです。「あっ、ぶつかる！」と思ったのですが、対向するバイクは、特にあわてる様子もなく、こちらの車をうまくよけて走行するのです。1週間そういう状況を見ているうちに、互いにそれほど無理な速度は出さず、相手の動きをよく見て運転していることがわかってきました。無秩序のように見えて、そこには、習慣の中に根付いている一種の秩序があるように思えてきました。仮の話、我が国の道路交通法の理念・原則を提言しても、信号施設が十分に整備されなければ、受け入れられず、根付かないだろうなと思いました。法の理念と現実の法の執行、我が国においても、法律上の原則と例外が実務では逆転していたり、理念が形式だけになっていたりしていることも見受けられます。法整備支援は、法理論上の理念だけでなく、相手国の実情を踏まえた運用の観点も十分考慮しなければならないことを示唆するものだと感じました。理念の伝授だけでなく、相手国の実情を良く知った上で、その国にとって適切な運用のできる支援を行うことが法整備支援の課題の一つだろうと思います。

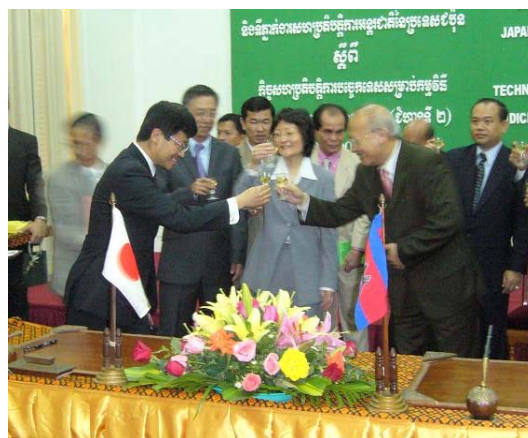
カンボジアへの民法及び民事訴訟法等の起草支援においては、カンボジア司法省側のワーキンググループのメンバーと本邦での研修やカンボジアにおける現地セミナー等の機会における協議を通じてその支援作業を実施してきました。平成11年、プロジェクトとして支援を始めた時のメンバーが、その後司法分野で重要なポストを占めるようになり、現在もプロジェクトのカンボジア側ワーキンググループとして活動し、カンボジア国内での法整備の推進役を務めていることは、まことにうれしいことです。今回のJICA調査団の団長は、JICA本部社会開発部のグループ長でした。1週間ほぼ毎日カンボジアのワーキンググループとこれまで実施してきた内容、現状、今後の課題などを協議したのですが、以前からのワーキンググループのメンバーであることから当然のことかもしれませんが、現在、司法省の事務次官、最高裁判所の判事などがその相手方なのです。事務次官や最高裁判事が、私どものようなクラスの日本の関係者と連日協議を行うことなど、日本では見ることのできない光景だと思いつつ、またそれだけカンボジア司法省の法整備に対する取組みの真摯さを感じました。

そして、調査評価の協議の結果を協議録 (Minutes of Meetings) として英文の書面にまとめ、カンボジア側と日本側それぞれの代表が、署名式というセレモニーにおいて、

その協議録に署名するのです。日本側は、当然、調査団長が署名することになるのですが、カンボジア側は、当初、ワーキンググループの事務次官が署名する予定であったところ、司法大臣が署名するとおっしゃり、そのために司法大臣自ら出張日程を切り上げて署名式に臨まれたのです。協議自体に参加しておられない大臣が、協議録に署名されることが適切かというようなことはさておき、それだけ、カンボジア政府が、我が国の支援を重要視していることの現れだと思いながら、その署名式に立ち会いました。そして、その期待に今後十分応えていかなければならないという課題を与えられたように思いました。



カンボジアワーキンググループと調査団の協議



署名後の乾杯セレモニー

右 ヴァッタナ司法大臣，中央 JICA 桑島グループ長，左本職

法整備支援は、起草を支援した法令が制定されれば、それで十分というものではありません。その法令を実際に適用して運用する制度が整備され、また運用する法律家が養成されなければなりません。支援対象国での司法制度の改革や法曹養成への支援は、まだ始まったばかりともいえますが、そのような支援を中心的に担うのは、やはり我が国の実務家法曹だと思われまます。今後我が国が途上国の法整備支援にどのようにかかわっていくかは、我が国法曹全体に問われている問題だと思ひます。

また、司法制度改革や実務家の養成支援を行う法整備支援においては、単に現行の日本の制度や実務を伝授すればよいというものではありません。法整備支援活動においては、当然我が国の制度や実務を基本に提言することになりますが、我が国のそれが、常に最善のものであるとは限りません。我が国の司法制度も、司法制度改革により、大きく変わりつつあります。法科大学院ができ、法曹養成制度も変わってきました。また裁判員制度が始まります。

外国の制度に触れ、外から日本の制度を見るとき、これまで当たり前のように受け止めていた我が国の制度が、そうではないことを知り、ある意味カルチャーショックを受

けるとともに視野が広がります。法整備支援に携わることは、日本の制度を改めて見直すよい機会にもなります。話は、法整備支援からそれますが、たとえばドイツの刑事裁判では起訴状と共に捜査記録のすべてが裁判所に送付され、裁判長が捜査記録を検討した上で審理する職権調査主義が採られています。しかし、ドイツの制度が誤っていて、日本の制度の方がよいと一概に比較して結論づけられません。司法制度は、トータルとして動いているのであり、どんな制度にも長所短所はあり、部分的な比較で簡単にどちらがよいか結論付けられるものではないと思います。

わが国の制度で改善すべき点をわきまえつつ、相手国の実情を踏まえた、適切な提言等を行うことが求められています。それは決して容易なことではありません。

さらに、法整備支援事業は、対象国の司法制度の根幹にかかわる重要な事業であることから、他の先進国や国際機関が実施している同種の支援と適切な調整を図りつつ、対象国の全体の法体系の中で整合性が取れ、かつ当該国の実情に適合した支援を実施できるよう、我が国として万全を期す必要があると思います。その観点からは、我が国の政府、法曹界や関係機関が一体となって協力・連携して、この法整備支援に取り組んでいくことが必要ではないかと思われまます。

長期派遣専門家として、ベトナムやカンボジアで活躍されている皆さんからの寄稿は、この連載の中ですでに紹介されましたが、法整備支援事業において現地に派遣される専門家の果たす役割は、極めて重要です。我が国が法整備支援活動を今後も推進していくには、途上国に乗り込んでそのような支援活動をやろうという意欲を持った我が国の法曹の後継者が必要です。そのような我が国の法曹養成及び人材確保が重要ですが、その具体的方策となると個人の意思にかかわる問題でもあり、難しい課題です。

色々課題ばかり挙げましたが、これまでの連載記事を読まれて、1人でも多くの方が法整備支援に関心を持っていただくようになり、支援活動の担い手として、あるいは、さまざまな面でご協力していただければ幸いです。